

# 地域コミュニティ推進事業補助金申請について

## ●対象●

### ①対象となる事業

行政区が主催し、全世帯を対象として呼びかける事業。

詳しくは公民館へお問い合わせください。

※他の補助事業を併用している場合は申請できません。



### ②対象となる経費

記念品、消耗品費、印刷製本費など ※下記の例をご参考ください。

【対象（例）】	【対象外（例）】
景品、記念品、講師謝礼（講師謝礼以外の現金及び金券は除く）、消耗品費、種苗、燃料費、ポスターやチラシの印刷費、チラシなどの郵送料、検査費、振込手数料、クリーニング代、行事の保険、会場使用料、レンタル料（テント、テーブル、綿あめ機、かき氷機など）、やぐらの足場、クランプ、砂代など	酒類（アルコール類）、備品類、レンタルで賄えるもの、宗教的な支出（お布施・お供え・祈祷料・神事代など）、地区民個人への謝礼・出演料・賃金・手当・商品券や図書券などの金券類、経常的な運営の経費（集会所の光熱水費など）、お土産代金、コンパニオン代、土地の購入、賃借料、宿泊料など

## ●補助金額●

経費の1/2を補助します。

200世帯未満は30,000円上限

200世帯以上は60,000円上限

※各行政区年複数回実施可能ですが、年間の補助金は上記の金額が上限となります。

## ●申請に必要な書類●

【申請時】①申請書、②事業計画書、③予算書

【報告時】①報告書、②収支決算書、③領収書及び内訳書（レシート）、

④当日のおおよその参加人数が写っている写真

※領収書と内訳書（レシート）の両方が必要です。上限を超えた部分は地区の予算などから支出となります。領収書と内訳書（レシート）のない経費は対象となりません。

※申請書等は公民館に様式がございます。

## ●助成金の交付について●

「実績報告書」は、事業終了後1ヵ月以内に提出してください。補助金の交付は、町の審査後になります。

